

令和8年4月

事業者等の皆様へ

北海道開発局

国家公務員倫理の保持について（お願い）

北海道開発行政の推進につきましては、日ごろから特段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当局におきましては、これまで組織を挙げてコンプライアンスの徹底に取り組んできましたが、公務員倫理の保持を図るためには、職員のみならず事業者等の皆様の御協力が是非とも必要です。改めて皆様に倫理法・倫理規程の遵守への御協力をお願い申し上げますとともに、倫理保持に関するリーフレット等を同封いたしましたので、会員企業や職員の皆様への周知方よろしくお願いいたします。

また、万一、当局職員から、

- ・金品の要求を受けた

（職員が単独で現金を扱う公務上の事情はありません）

- ・下請業者の選定や特定の資材の使用など不当と思われる働きかけを受けた

（元請業者に対しての不当な働きかけは禁止されています）

などの場合には、断固として拒否していただいた上で、速やかに別添の当局の通報窓口まで情報提供していただきますようお願いいたします。

皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。

<お問い合わせ先>

北海道開発局 監察官（遠藤）

開発専門官（駒井）

住 所 060-8511 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎 8階

電 話 011-709-2311（代表）

内線 5687（遠藤）、5699（駒井）

FAX 011-727-8650

◇北海道開発局 HP（事業者の皆様へのお願い）

<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ks/kansatu/slo5pa000000ck4f.html>



## 事業者団体の皆様へのお願い

令和 8 年 4 月  
北海道開発局

北海道開発行政の推進につきましては、日ごろから特段のご配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

当局は、平成 21 年度以降、毎年度、コンプライアンス推進計画を策定しており、今般、新しい推進計画を策定しました。引き続き、発注事務における綱紀保持など、コンプライアンスの推進に取り組んでまいります。

貴団体におかれましても、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。また、関係する事業者の皆様に対しましても、本件についてご周知いただきますようお願いいたします。

(参考：北海道開発局ホームページ)

### ◇コンプライアンス推進計画

(<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ki/soumu/u23dsn000000ek6.html>)



### ◇事業者の皆様へのお願い

(<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ks/kansatu/slo5pa000000ck4f.html>)



<本件についての問合せ先>

開発監理部総務課適正業務管理官 目黒 淳

TEL:011-709-2311 (内線5862)

E-MAIL: meguro-a22aa@mlit.go.jp

## 推進計画策定に当たっての考え方

北海道開発局においては、平成 21 年から毎年度、コンプライアンス推進計画を策定し、入札談合事案やその後の不祥事等の対策に取り組んできたところであるが、令和 3 年には土別道路事案（事業者からの働きかけに応じ入札の秘密事項を教示した事案）、令和 4 年には釧路道路事案（地権者からの要求に応じ不正な利益を供与した事案）が発生したことを受け、これに対する対策を講じてきたところである。

当局としては、過去の不祥事案を踏まえた対策を引き続き適切に実施していく。

当局に求められる社会的使命は、法令を遵守し、公平・公正であることを基本として、北海道総合開発計画の推進を通じ、人々の暮らしや経済社会等を支える基盤を創り出すことであり、高い使命感を持って職務に当たることが求められている。

以上を踏まえ、令和 8 年度においても引き続き、全ての職員が当局の社会的使命を自覚し、コンプライアンスを我が事として捉え、過去の不祥事を契機として定められたルールや自らの業務の基本となる法令、規則、ルールを改めて確認し、正しい理解に基づいて職務を遂行することを旨として、各種の取組を一層進めることとする。

### I 職務遂行に当たっての基本の再確認

全職員が取り組むべき基本的事項

#### 1 法令・服務規律等の理解と実践

- (1) 担当業務の根拠となる法令等を正しく理解した上での職務遂行
- (2) 発注事務に係る法令の遵守及び綱紀保持の徹底
- (3) 服務規律の確保・倫理の保持

#### 2 適正な文書管理及び情報管理の徹底

- (1) 行政文書管理の徹底
- (2) 情報セキュリティ対策の徹底
- (3) 個人情報保護の徹底

### II コンプライアンスを組織に定着させるための取組

具体的な取組内容

#### 1 職員の意識・能力の向上

- (1) コンプライアンス宣言等
- (2) 職場内ミーティング
- (3) 研修・e-ラーニング等
- (4) リスクマネジメント

#### 2 管理職員のマネジメント力向上

- (1) 管理職員向けのマネジメント研修等
- (2) 事務所長等に対する取組
- (3) 管理職員に対する支援の充実
- (4) 早期報告ルールの徹底

#### 3 健全な職場環境づくり

- (1) 報告、連絡、相談しやすい職場環境づくり
- (2) ハラスメントの防止
- (3) 職員の意識高揚

#### 4 コンプライアンス関係通報窓口の周知と適正な運用

- (1) 通報・相談窓口の周知
- (2) 通報・相談窓口の適正な運用

### III 推進体制等

計画策定後のフォローアップ体制

・「北海道開発局コンプライアンス推進本部」（以下「本局推進本部」という。）及び「開発建設部コンプライアンス推進本部」（以下「開建推進本部」という。）を中心に、コンプライアンスに係る取組の推進に当たる。

・本局推進本部は、開建推進部長を参画させ、開発建設部の取組状況について報告を受けることとする。

・本局推進本部は、毎月、推進本部の内容を国土交通本省に報告する。

・年度末には、1 年間の取組状況等について北海道開発局コンプライアンス第三者委員会に報告し、御意見等を取組の推進に反映させる。

・北海道開発局監査規則等に基づき行われる内部監査の結果を受け、必要な改善措置を講じる。

# 国家公務員と関わりのある事業者の皆様へ ～倫理の保持に御協力ください～

国家公務員は、法令により**利害関係のある事業者の皆様**から以下の行為を受けることが禁止されています。国家公務員自身が襟を正すことはもちろんですが、事業者の皆様におかれましても、御理解・御協力をお願いします。

## × 金銭や物品の贈与

× たとえ祝儀や香典という名目であっても違反

○ 国家公務員本人との関係でない場合（例えば国家公務員の配偶者が知人で、祝儀を出すなど）はOK

## × 酒食等のもてなし(接待)

○ 公務員が職務として出席した会議で、弁当などの簡素な飲食物を出す場合は OK

○ 多数の者が出席する立食パーティーで無料で飲食物を提供する場合は OK

○ 割り勘で飲食を共にする場合は OK

※国家公務員が自身の費用を確認するため、会計金額等を確認する場合がありますので、御協力をお願いします。

## × 車での送迎など、無償でのサービスの提供

○ 職務で来た公務員を、周辺の交通事情等から相当と認められる範囲で、日常的に使用している自動車（社用車など）により送迎する場合は OK

## × 一緒に麻雀等の遊技、ゴルフ、旅行をすること

× 公務員が自身の費用を負担した場合も違反

## × 金銭の貸付け

○ 金融機関が一顧客である公務員に貸付けを行う場合は OK

## × 未公開株式の譲渡

× 有償であっても無償であっても違反

## × 無償での物品や不動産の貸付け

○ 訪問を受けた際などに、文房具等を貸す場合は OK

あなたにとって**利害関係者**に該当するかは裏面をご覧ください！



# あなたはどの国家公務員にとっての「利害関係者」ですか？

以下の職務を行う国家公務員にとって、あなたがその職務の相手方となる場合、その国家公務員にとって、あなたは「利害関係者」となります。

- ✓ あなたの事業を所管している部局の担当職員
- ✓ 立入検査、監査又は監察を行う担当職員
- ✓ 不利益処分や行政指導を行う担当職員
- ✓ 許認可等や補助金等の交付を行う担当職員
- ✓ 契約事務の担当職員

(注)利害関係のあった職員が異動した場合も、異動後3年間は利害関係者として取り扱われます。



あなたは、利害関係者ではありません。ただし、これらの事務を担当していない国家公務員に対しても、繰り返し接待をするなど、社会通念上相当と認められる程度を超える場合は、法令違反となり、相手方の国家公務員は処分されてしまいます。

「社会通念上相当と認められる」か否かは、利益供与の理由、額、頻度、国家公務員との関係性などを総合的に勘案して判断することとされています。

判断に迷う場合は、相手方機関又は倫理審査会事務局へお問い合わせください。

## 国家公務員倫理審査会HP

国家公務員倫理審査会

検索



## 公務員倫理ホットライン

(匿名での相談・通報も受け付けています)

メール rinrimail@jinji.go.jp

※ 郵送、電話、FAXによる通報も受け付けております。詳細は下記のwebサイトを参照ください。

WEB

公務員倫理ホットライン

検索



※ 相談・通報者の指名等は窓口限りにとどめるなど、相談・通報したことを理由として相談・通報者が不利益な取扱いを受けないよう万全を期しています。

## 談合情報等通報窓口について

北海道開発局では、当局発注の工事等の入札契約に関する談合情報及び当局職員の非違行為に関する情報をお寄せいただくため、「談合情報等通報窓口」を設置しています。

これらの情報を知ったときには、以下によりご一報下さい。

国土交通省では、入札契約の適正化を確保し、違法行為を抑止する観点から、発注工事の応札・落札状況を継続的に注視・分析しており、談合情報等に対しては厳正に対処します。

なお、国土交通省本省においては、同様の視点で、各開発建設部に対して特別監察を実施しているところです。

### 提供いただく情報

#### 談合情報

北海道開発局が発注する工事、建設コンサルタント等業務、役務、物品等の入札契約に関する談合が疑われるような情報

#### 職員の非違行為情報

北海道開発局職員による、国家公務員の服務・倫理に関する法令等への抵触が疑われる以下のような行為についての情報

- ・金銭・物品や供応接待の要求
- ・下請業者の選定や特定の資材の使用など不当な働きかけ
- ・元請業者を介さない下請業者や資材関連会社等との頻繁な接触 etc

※ 確定的な情報でなくとも、「何かおかしい」と感じた際に、相談いただくことも可能です。

※ 通報によって、事業者の皆様が不利益な取扱を受けることはありません。

### 通報窓口／通報の方法

#### 通報窓口

北海道開発局 本局：入札契約監察官、監察官  
各 開 発 建 設 部：総務課長、広報官

※ 電話番号等は別表をご覧ください。

#### 通報の方法

情報は、上記の通報窓口 次のいずれかの方法でお寄せください。

- ・口頭（面談又は電話）
- ・文書（郵送又はFAX）
- ・北海道開発局HP 情報送信フォーム（右記QRコード）

※ いずれの方法も匿名による通報が可能です。



## 北海道開発局及び各開発建設部の通報窓口

名 称	住 所		郵便番号	ホームページアドレス
	窓口担当者	電 話 番 号		F A X 番号
北海道開発局	札幌市北区北8条西2丁目		〒060-8511	<a href="http://www.hkd.mlit.go.jp/">http://www.hkd.mlit.go.jp/</a>
	入札契約監察官	011-709-3004		011-727-8650
	監 察 官	011-709-2455		
札幌開発建設部	札幌市中央区北2条西19丁目		〒060-8506	<a href="http://www.hkd.mlit.go.jp/sp/">http://www.hkd.mlit.go.jp/sp/</a>
	総務課長	011-611-0192		011-631-6018
	広 報 官	011-611-0279		
函館開発建設部	函館市大川町1番27号		〒040-8501	<a href="http://www.hkd.mlit.go.jp/hk/">http://www.hkd.mlit.go.jp/hk/</a>
	総務課長	0138-42-7505		0138-40-3619
	広 報 官	0138-42-7702		
小樽開発建設部	小樽市潮見台1丁目15番5号		〒047-8555	<a href="http://www.hkd.mlit.go.jp/ot/">http://www.hkd.mlit.go.jp/ot/</a>
	総務課長	0134-23-5136		0134-23-5248
	広 報 官	0134-23-9910		0134-23-9901
旭川開発建設部	旭川市宮前1条3丁目3番15号		〒078-8513	<a href="http://www.hkd.mlit.go.jp/as/">http://www.hkd.mlit.go.jp/as/</a>
	総務課長	0166-32-2172		0166-32-2179
	広 報 官	0166-32-3097		
室蘭開発建設部	室蘭市入江町1番地14		〒051-8524	<a href="http://www.hkd.mlit.go.jp/mr/">http://www.hkd.mlit.go.jp/mr/</a>
	総務課長	0143-25-7016		0143-22-1264
	広 報 官	0143-25-7051		
釧路開発建設部	釧路市幸町10丁目3番地		〒085-8551	<a href="http://www.hkd.mlit.go.jp/ks/">http://www.hkd.mlit.go.jp/ks/</a>
	総務課長	0154-24-7076		0154-24-7100
	広 報 官	0154-24-7354		
帯広開発建設部	帯広市西5条南8丁目		〒080-8585	<a href="http://www.hkd.mlit.go.jp/ob/">http://www.hkd.mlit.go.jp/ob/</a>
	総務課長	0155-24-2901		0155-24-4867
	広 報 官	0155-24-3193		
網走開発建設部	網走市新町2丁目6番1号		〒093-8544	<a href="http://www.hkd.mlit.go.jp/ab/">http://www.hkd.mlit.go.jp/ab/</a>
	総務課長	0152-44-6172		0152-45-3273
	広 報 官	0152-44-6793		
留萌開発建設部	留萌市寿町1丁目68番地		〒077-8501	<a href="http://www.hkd.mlit.go.jp/rm/">http://www.hkd.mlit.go.jp/rm/</a>
	総務課長	0164-42-2316		0164-43-6308
	広 報 官	0164-42-2393		
稚内開発建設部	稚内市末広5丁目6番1号		〒097-8527	<a href="http://www.hkd.mlit.go.jp/wk/">http://www.hkd.mlit.go.jp/wk/</a>
	総務課長	0162-33-1006		0162-33-1040
	広 報 官	0162-33-1015		

## 事業者（有資格業者）の皆様へ

北海道開発局では、組織を挙げてコンプライアンスの徹底に取り組んでおります。事業者の皆様におかれましても、コンプライアンスの保持にご理解とご協力をお願いいたします。

### 1. 幹部職員を訪問される際はアポイントメントをお願いします

本局・開発建設部幹部職員や所長へのご訪問にあたっては、必ず事前に総務担当または秘書へ連絡をお願いします。また、ご来訪の際は、まず総務担当または秘書にお声がけください。

### 2. 執務スペースへの入室を制限しています

機密情報の管理徹底のため、執務スペースへの入室を制限しております。

### 3. 打合せはオープンな場所で、複数の職員により対応します

打合せは、周囲から容易に視認できるオープンな場所にて複数の職員により対応いたします。なお、事業に関する相談・苦情などについては、幹部室や所長室にて複数の職員により対応いたします。

### 4. 不当と思われる働きかけを受けた場合は通報をお願いします

万一、当局職員から、下請け業者の選定、特定の資材の使用、無償工事の要請など、不当と思われる働きかけを受けた場合は、断固として拒否し、速やかに当局の通報窓口まで情報提供をお願いいたします。

### 5. 事業者の皆様との飲食ルールの徹底を図っています

当局では、発注事務に係る倫理の保持のため、飲食ルールの徹底を図っています。職員は、事業者の皆様と飲食を共にした場合、金額にかかわらず、同席者の氏名、飲食の日付、金額等を職場に報告する義務がありますので、ご理解をお願いいたします。

### 6. 事業者の皆様からの贈与は受け取りません

職員は、意図せず事業者の皆様から中元歳暮、市販品などの贈与を受けたときには、返戻するとともに、贈り主の氏名、贈与を受けた日付、品名等を職場に報告する義務がありますので、ご理解をお願いいたします。

なお、贈り主が利害関係者である場合には、別途、贈り主に対して文書により注意喚起させていただきます。

○ 上記について、関係する部署への周知をお願いします。

<問い合わせ先>

国土交通省北海道開発局 札幌市北区北8条西2丁目札幌第一合同庁舎  
TEL 011-709-2311（代表） 担当：入札契約監察官（内線5697）  
監察官（内線5687）

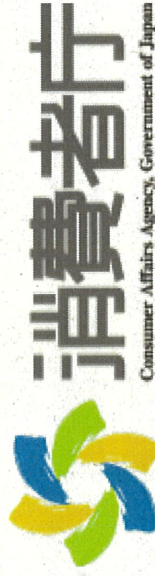
※監察官室からのお知らせ

令和8年12月1日より公益通報者保護法の改正法が施行されることに伴い、消費者庁より周知依頼がございましたので、お知らせいたします。

詳細、ご不明な点がございましたら消費者庁までお問い合わせください。

## 公益通報者保護法の改正内容について

令和7年12月22日



## 1 公益通報者保護法とは

勤め先の法令違反を認識した労働者等が、どこへどのような内容の通報を行えば、公益通報として、通報を理由とする解雇等の不利益な取扱いから保護されるかを明確化し、公益通報者の保護と国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法令の規定の遵守を図ることを目的とした法律。

## 2 公益通報とは

労働者・派遣労働者・退職者・役員・フリーランス等が不正の目的でなく勤務先や取引先における対象法律<sup>※1</sup>の刑事罰・過料の対象となる不正行為を通報すること

※1：国民の生命、身体、財産等の保護に関する法令（約500本）が対象

## 3 公益通報者の保護の内容

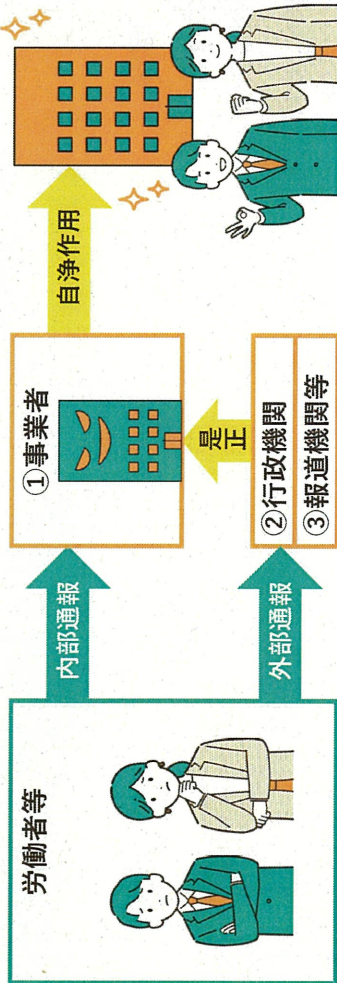
- 公益通報をしたことを理由とする解雇の無効
- 公益通報を理由とする解雇その他不利益な取扱いの禁止（公益通報を理由として労働者を解雇・懲戒をした者及び法人に対する刑事罰（個人：6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金、法人：3,000万円以下の罰金））
- 公益通報を理由とする事業者の損害賠償請求の制限
- 公益通報から1年以内の解雇・懲戒は公益通報を理由とするものと推定する（立証責任の転換）

※ 下線部は一般職の国家公務員等には適用しない

## 4 通報先ごとの上記3に係る保護の条件

- ① 事業者（内部通報（いわゆる1号通報））  
不正があると思料すること
- ② 行政機関（外部通報（いわゆる2号通報））  
不正があると思料するに足りる相当の理由があること（例：目撃した又は証拠がある場合）又は不正があると思料し、氏名等を記載した書面を提出すること
- ③ 報道機関等（外部通報（いわゆる3号通報））  
通報対象事実の発生・被害の拡大を防止するために必要であると認められる者

不正があると思料するに足りる相当の理由があること及び次のような事由があること（例：内部通報では不利益な取扱いを受けると信ずる相当な理由、生命・身体への危害や財産に多額の損害が発生すると信ずる相当な理由等）



## 5 事業者の体制整備義務

- 常時使用する労働者の数が300人超の事業者<sup>※2</sup>に対し、以下を義務付け
  - ① 内部通報の受付・調査等の業務を担う従事者の指定
  - ② 内部通報窓口の設置や内部規程の策定等、公益通報に適切に対応するための体制整備、労働者等に対する周知等
- 従事者に対し、内部通報者を特定させる情報の守秘を義務付け（違反した場合には30万円以下の罰金）

※2：300人以下の事業者は努力義務

国・地方公共団体には適用しない

## 6 上記5に係る消費者庁の行政措置

- 従事者指定義務違反のある事業者には、報告徴収・立入検査、助言・指導、勧告、勧告に従わない場合の命令、命令をした場合の公表
- 上記事業者の虚偽報告・報告懈怠、検査の拒否、命令違反には罰金
- 従事者指定義務以外の体制整備について、事業者に対する報告徴収、助言・指導・勧告、勧告に従わない場合の公表

## 7 その他禁止事項

- 事業者が、正当な理由なく公益通報を妨害する行為の禁止
- 事業者が、正当な理由なく公益通報者を探索する行為の禁止

## 【令和7年改正】公益通報者保護法の一部を改正する法律(概要)

施行日: 令和8年12月1日

近年の事業者の公益通報への対応状況及び公益通報者の保護を巡る国内外の動向に鑑み、①事業者が公益通報に適切に対応するための体制整備の徹底と実効性の向上、②公益通報者の範囲拡大、③公益通報を阻害する要因への対処、④公益通報を理由とする不利益な取扱いの抑止・救済を強化するための措置を講ずる。

### ①事業者が公益通報に適切に対応するための体制整備の徹底と実効性の向上

- 従事者指定義務に違反する事業者(常時使用する労働者の数が300人超に限る)に対し、現行法の指導・助言、勧告権限に加え、**勧告に従わない場合の命令権及び命令違反時の刑事罰(30万円以下の罰金、両罰)**を新設【第15条の2、第21条、第23条関係】
- 上記事業者に対する現行法の報告徴収権限に加え、**立入検査権限を新設するとともに、報告懈怠・虚偽報告、検査拒否に対する刑事罰(30万円以下の罰金、両罰)**を新設【第16条、第21条、第23条関係】
- 現行法の体制整備義務の例示として、**労働者等に対する事業者の公益通報対応体制の周知義務を明示する。**【第11条関係】

### ②公益通報者の範囲拡大

- 公益通報者の範囲に、事業者と業務委託関係にあるフリーランス及び業務委託関係が終了して1年以内のフリーランスを追加し、**公益通報を理由とする業務委託契約の解除その他不利益な取扱いを禁止**【第2条、第5条関係】

### ③公益通報を阻害する要因への対処

- 事業者が、労働者等に対し、**正当な理由がなく、公益通報をしない旨の合意をすることを求めること等によって公益通報を妨げる行為をすることを禁止し、これに違反してされた合意等の法律行為を無効**【第11条の2関係】
- 事業者が、**正当な理由がなく、公益通報者を特定することを目的とする行為をすることを禁止**【第11条の3関係】

### ④公益通報を理由とする不利益な取扱いの抑止・救済の強化

- **通報後1年以内**(※)の解雇又は懲戒は公益通報を理由としてされたものと推定する(民事訴訟上の立証責任転換)。**【第3条関係】**  
※ 事業者が外部通報があったことを知って解雇又は懲戒をした場合は、事業者が知った日から1年以内。
- 公益通報を理由として解雇又は懲戒をした者に対し、**直罰(6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金、両罰規定有り)**を新設  
法人に対する法定刑を3,000万円以下の罰金とする。【第21条、第23条関係】
- 一般職の国家公務員、地方公務員等に対する公益通報を理由とした分限免職・懲戒処分**その他不利益な取扱いを禁止し、これに違反して分限免職又は懲戒処分をした者に対し、直罰(6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金)**を新設  
【第9条、第3条、第21条、第23条関係】

# 公益通報者保護法に基づく公益通報対応体制の整備等について

参考

## I 改正公益通報者保護法

令和8年12月1日施行

## II 事業者がとるべき措置に関する指針(内閣府告示)

令和7年度内改正  
(予定)

事業者の体制整備義務(常時雇用者300名超の事業者に対する公益通報対応体制の整備の義務付け)等に適切に対応するための事項等

[ 公益通報対応業務従事者の指定・公益通報受付窓口の設置・公益通報対応業務の実施・不利益な取扱いの防止 等 ]

## III 国の行政機関の通報対応に関するガイドライン(関係省庁申合せ)

令和8年春～夏改正  
(予定)

1号  
通報

### 内部の職員等からの通報

#### ○通報対応のあり方

- ・内部公益通報対応体制の整備・運用
- ・公益通報対応業務従事者の配置等
- ・秘密保持・個人情報保護の徹底
- ・利益相反の排除

#### ○通報への対応

- ・通報の受付
- ・必要な調査の実施
- ・調査結果に基づく措置の実施

#### ○通報者等の保護

- ・通報者に対する不利益な取扱いの防止 等

2号  
通報

### 外部の労働者等からの通報

#### ○通報対応のあり方

- ・通報対応の仕組みの整備・運用
- ・通報受付窓口の設置
- ・担当者の配置等
- ・秘密保持・個人情報保護の徹底
- ・利益相反の排除

#### ○通報への対応

- ・通報の受付と教示
- ・必要な調査の実施
- ・調査結果に基づく措置の実施

#### ○通報者等の保護 等

## IV 各府省庁における公益通報関係内部規程

各府省庁にて改正

※ 改正法や法定指針等については、国の行政機関等、地方自治体、業界団体等に対し、関係省庁の御協力もお願いしながら、施行に向けて、周知を図る。